

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年8月31日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300036号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300011号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成18年7月15日は43万4,000円、同年12月31日は45万3,000円、平成21年7月31日は45万7,000円、平成30年4月27日は18万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月15日、同年12月31日、平成21年7月31日及び平成30年4月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月15日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、事業主は、請求者に係る平成21年7月31日及び平成30年4月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年12月31日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から46万4,000円に、平成21年7月31日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から49万円に訂正することが必要である。

なお、平成18年12月31日及び平成21年7月31日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成21年8月2日の標準賞与額49万円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年夏季  
② 平成18年冬季  
③ 平成21年7月31日  
④ 平成21年8月2日

⑤ 平成 30 年 4 月 27 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び⑤に支給された賞与の記録がない。また、請求期間③の賞与について、支払年月日を平成 21 年 8 月 2 日とする保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該賞与は同年 7 月 31 日に支給され、厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3. 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者が保管する請求期間①及び②の賞与明細書、平成 18 年各月の給与明細書並びに同年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 43 万 4,000 円、請求期間②は 45 万 3,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間①の賞与支給日については、請求者が保管する当該期間の修正前の賞与明細一覧表（夏季賞与）の支給日の記載（2006/07/15）から平成 18 年 7 月 15 日とすることが妥当であり、請求期間②の賞与支給日については、当該賞与明細書には「2006 年冬季賞与」の記載があるのみで、事業主も資料がなく不明と回答しているところ、請求者及びA社の事務担当者は、冬季賞与は 12 月に支給されていた旨陳述していることから、賞与支給月の月末と認定し、平成 18 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、上記請求者が保管する賞与明細書により、請求者は、A社から 46 万 4,100 円の賞与の支払を受けたことが確認できることから、請求期間②に係る標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額（45 万 3,000 円）から 46 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間③について、請求者が保管する請求期間③の賞与明細書及び事業主から提出された賞与支給一覧により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、45万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③の賞与について、請求者に係る賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明であったが、請求者からの訂正請求における指摘及び年金事務所での調査により、当該期間の賞与支払届を提出していないことが分かり、請求期間③に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出したと回答しており、年金事務所には厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間③について、上記請求者が保管する賞与明細書により、請求者は、A社から49万円の賞与の支払を受けたことが確認できることから、請求期間③に係る標準賞与額を、上記3の訂正後の標準賞与額（45万7,000円）から49万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間④について、事業主は、当初、賞与支払年月日を平成21年7月31日とする賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年2月28日に年金事務所へ提出し、その後、賞与支払年月日を平成21年8月2日とする当該賞与支払届の訂正届を令和5年3月7日に提出しており、これにより、オンライン記録には、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として、請求者のA社における賞与支払年月日を平成21年8月2日とする記録が既に追加されている。

しかしながら、事業主は、平成21年夏季賞与について、賞与支給一覧に記載されている日付（21年8/2賞与）により賞与支払年月日を同年8月2日とする賞与支払届の訂正届を年金

事務所に提出したが、同日は日曜日であり、会社の休業日であるため賞与を支給することはあり得ず、当該期間の賞与支払年月日は、請求者が保管する賞与明細書に記載されている支給日である同年7月31日が正しい旨回答していることから、請求者のA社における請求期間④の標準賞与額に係る記録を取り消す必要がある。

- 6 請求期間⑤について、事業主は、当該期間に支給した金銭は、社長個人のポケットマネーからの支給で、社長からの心づけであり、賞与とは異なり、給与計算担当者が誤って社会保険料及び源泉徴収税額を控除した賞与明細書を作成し社員に交付したため、控除後の金額を当該心づけとして支給したが、後日、社員から源泉徴収票に当該控除額が反映されていないとの指摘があり、在籍者にのみ当該控除額分を返金した旨回答している。

しかしながら、事業主は、誤って作成したとする賞与明細書を社員から回収しておらず、請求者に対しては、控除した社会保険料及び源泉徴収税額は返金していない旨回答している上、事業主から提出された請求期間⑤の賞与支給額一覧により、当該期間に支給された金銭は一律ではなく社員により異なっており、一定期間の業績評価により支給していたことが確認できることから、当該金銭は、労働の対償として支給したと認められ、賞与であると認めることが妥当である。

また、請求者が保管する請求期間⑤の賞与明細書により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額から、18万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤の賞与について、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。